

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	幼稚園における幼児教育・保育の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、幼稚園における幼児教育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和6年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	幼稚園における幼児教育・保育の実施等に関する事務			
②事務の概要	幼稚園における幼児教育等の実施、措置又は費用の算定に関する事務（住民関係情報、市民税関係情報、生活保護関係情報等の収集） 【情報連携】 市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。 【子育てワンストップサービス】 市は情報提供等記録開示システム（マイナポータル）によるサービス検索、電子申請機能、お知らせ機能による事務も取り扱う。			
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名管理システム、口座システム、収納消込システム、滞納整理システム、住民記録システム、中間サーバー、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）			
2. 特定個人情報ファイル名				
子ども・子育て支援システムファイル、宛名管理システムファイル、口座システムファイル、収納消込システムファイル、住民記録システムファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表94の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第68条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	【情報照会事務】 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表116の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 なし 【情報提供事務】 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 なし 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 なし			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	高山市 こども未来部 こども政策課			
②所属長の役職名	高山市 こども未来部 こども政策課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	高山市こども未来部こども政策課保育・幼稚園係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話 0577-32-3333			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				

連絡先	高山市こども未来部こども政策課保育・幼稚園係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話 0577-32-3333
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月14日	I-4.②[情報照会事務]1.	第19条第7号	第19条第8号	事後	番号利用法の改正による
令和4年2月14日	II-1.いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和4年2月14日	II-2.いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和6年3月25日	II-1.いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和6年3月25日	II-2.いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和6年9月20日	I-3.法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第68条	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月20日	I-4.②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 なし [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 なし	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 なし [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 なし	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月20日	I-5.①部署	高山市 教育委員会事務局 教育総務課	高山市 こども未来部 こども政策課	事後	組織編成変更による
令和6年9月20日	I-5.②所属長の役職名	高山市 教育委員会事務局 教育総務課長	高山市 こども未来部 こども政策課長	事後	組織編成変更による

[illegible]